

県南広域振興局長告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年7月11日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市二子町才の羽々68番3地先から下岡島48番8地先 まで	新	m 31.8～5.6	m 232.0
	旧	31.8～5.6	236.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成26年7月11日から同年8月11日まで